

埼玉県と埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合の 「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」について

令和2年9月10日
危機管理防災部災害対策課

災害時における新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、避難所の「3密」対策などを進めるため、市町村における「ホテル・旅館等」の活用を支援するための協定を締結する。

<内容>

(1) 宿泊施設の避難所活用への協力

- ・ 埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合は、県からの要請に基づき、市町村が地域の宿泊施設を利用してより多くの避難所を開設できるよう、必要な調整・宿泊施設の確保・情報提供を実施

(2) 対象施設

- ・ 組合に加盟する295の宿泊施設

(3) 経費の負担

- ・ 支援に要した費用は、原則として市町村が負担。(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能)
- ・ 災害救助法が適用された場合には、法の範囲内で県及び国が負担